第四百九十五条を次のように改める。

（材質）

第四百九十五条　密度浮ひょうの材質は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第四百九十六条を次のように改める。

（性能）

第四百九十六条　密度浮ひょうの性能は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第四百九十七条から第五百五条までを次のように改める。

第四百九十七条から第五百五条まで　削除

第五百六条を次のように改める。

（検定公差）

第五百六条　密度浮ひょうの検定公差は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第五百七条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第五百七条　密度浮ひょうの構造検定の方法は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第五百八条から第五百十三条までを次のように改める。

第五百八条から第五百十三条まで　削除

第五百十四条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第五百十四条　密度浮ひょうの器差検定の方法は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第五百十五条から第五百十九条までを次のように改める。

第五百十五条から第五百十九条まで　削除

第五百二十条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第五百二十条　密度浮ひょうの性能に係る技術上の基準は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第五百二十一条を次のように改める。

（使用公差）

第五百二十一条　密度浮ひょうの使用公差は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第五百二十二条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第五百二十二条　密度浮ひょうの性能に関する検査の方法は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第五百二十三条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第五百二十三条　密度浮ひょうの器差検査の方法は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書ＪＡに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格Ｂ七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Ａによる。

第五百二十四条を次のように改める。

第五百二十四条　削除

第五百二十五条を次のように改める。

（表記）

第五百二十五条　アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。以下この章において同じ。）の表記事項は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百二十六条を次のように改める。

第五百二十六条　削除

第五百二十七条を次のように改める。

（性能）

第五百二十七条　アネロイド型圧力計の性能は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百二十八条から第五百三十六条までを次のように改める。

第五百二十八条から第五百三十六条まで　削除

第五百三十七条を次のように改める。

（検定公差）

第五百三十七条　アネロイド型圧力計の検定公差は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百三十八条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第五百三十八条　アネロイド型圧力計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百三十九条から第五百四十三条までを次のように改める。

第五百三十九条から第五百四十三条まで　削除

第五百四十四条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第五百四十四条　アネロイド型圧力計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百四十五条及び第五百四十六条を次のように改める。

第五百四十五条及び第五百四十六条　削除

第五百四十七条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第五百四十七条　アネロイド型圧力計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百四十八条を次のように改める。

（使用公差）

第五百四十八条　アネロイド型圧力計の使用公差は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百四十九条の前に次の目名を付する。

第一目　性能に関する検査の方法

第五百四十九条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第五百四十九条　アネロイド型圧力計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百四十九条の次に次の一目を加える。

第二目　器差検査の方法

（器差検査の方法）

第五百四十九条の二　アネロイド型圧力計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五〇五―二（二〇一三）による。

第五百五十条中「電源を必要とするもの」を「検出部が電気式のもの」に改める。

第五百五十条の二を削る。

第五百五十一条を次のように改める。

（性能）

第五百五十一条　アネロイド型血圧計の性能は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、電気式アネロイド型血圧計以外のアネロイド型血圧計（以下「機械式アネロイド型血圧計」という。）にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第五百五十一条の二を削る。

第五百五十二条及び第五百五十三条を次のように改める。

第五百五十二条及び第五百五十三条　削除

第五百五十五条を次のように改める。

第五百五十五条　削除

第五百五十七条から第五百六十二条までを次のように改める。

第五百五十七条から第五百六十二条まで　削除

第五百六十四条を次のように改める。

（検定公差）

第五百六十四条　アネロイド型血圧計の検定公差は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ一一一五（二〇〇五）非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格Ｔ四二〇三（二〇一二）非観血式機械血圧計附属書による。

第五百六十四条の二を削る。